

新火葬場の建設について

平成 25 年 10 月
市民生活部環境課

1 はじめに

本市の小野田斎場及び山陽斎場は、ともに昭和 55 年に完成し長期間の使用に伴い老朽化が進み、今後、早急な高齢化社会の進展に伴う火葬需要の増加が予測される中、これらに対応した整備が急務となっています。

整備の方針としては、火葬炉の基幹改修、待合室等のリニューアルなどで延命化を図ることも手法のひとつではありますが、有利な財源である合併特例債の期限が延長されたことにより、広域連携・本市単独に限らずいずれの場合も各火葬場を統合し新火葬場を建設することを検討しています。

2 これまでの経緯

(1) 平成 21 年 10 月 まちづくり市民会議「合併特例債活用事業検討部会」

新火葬場の建設について「合併特例債事業として承認するものの、合併特例債の総枠等を考慮して最終的に判断する。」という提言を受けました。

(2) 平成 24 年 12 月 広域連携火葬場建設研究会報告書の作成

地理的にも近く、本市と同様な老朽化した火葬場を抱える宇部市と広域連携による火葬場建設の研究会を両市職員で立ち上げ、本市単独で建設する場合を含め、報告書を作成し市長へ提出しました。内容については、市広報、ホームページでお知らせしました。

(3) 平成 25 年 7 月～9 月 市政説明会

市内の全小学校区（12 校区）を巡回し、市政説明会を開催しましたが、その中のテーマのひとつとして新火葬場の建設を取り上げ、参加者の皆様に御意見・御要望をお聴きしました。

3 火葬場の現状

(1) 施設の比較

項 目	宇部市	山陽小野田市	
	白石斎場	小野田斎場	山陽斎場
供用開始	S 40. 7	S 55. 5	S 55. 1
敷地面積(m ²)	12, 500	3, 193	4, 500
建築面積(m ²)	1, 077	494	401
火葬炉仕様	ロストル型(※1)	台車型(※2)	台車型
火葬炉数(基)	7	3	3
	胞衣炉 1	胞衣炉 1	
使用燃料	A 重油	灯油	灯油

※1 ロストル型 ロストル(火格子)の上に棺を載せて火葬を行い、ロストルの下部の骨受皿で焼骨を受ける。
 ※2 台車型 棺を載せた台車を炉内に移動させ、台車の上で火葬を行う。

(2) 使用料の比較

項 目	宇部市		山陽小野田市	
	市内	市外	市内	市外
大人(1 体につき)	5, 000	30, 000	1, 000	10, 000
小人(1 体につき)	2, 500	15, 000	700	7, 000
胎児(1 胎につき)	1, 500	9, 000	500	5, 000
身体の一部(1 件につき)	1, 000	6, 000	200	2, 000

(3) 火葬件数の推移

施設名等		H21	H22	H23
白石斎場	市内	1, 777	1, 855	1, 888
	市外	49	53	66
	計	1, 826	1, 908	1, 954
小野田斎場	市内	495	514	542
	市外	41	73	77
	計	536	587	619
山陽斎場	市内	197	190	216
	市外	32	33	41
	計	229	223	257
山陽小野田市合計		765	810	876
合計		2, 591	2, 718	2, 830
対前年比		1	1.05	1.04

3 死亡者推計

年度	宇部市			山陽小野田市		
	将来人口	死亡率	死亡者数	将来人口	死亡率	死亡者数
H27	168,838	1.32	2,229	64,580	1.31	846
H32	162,306	1.51	2,451	61,675	1.49	919
H37	154,865	1.67	2,586	58,501	1.66	971
H42	146,896	1.83	2,688	55,195	1.82	1,005

「国立社会保障・人口問題研究所」

4 火葬炉数

項目	広域連携	本市単独	備考
①死亡者数	3,693 人	1,005 人	
②火葬場年間稼働数	350 日	350 日	
③1日当たりの平均火葬件数	10.6 件	2.9 件	①/②
④集中係数※	2.26	3.04	
⑤集中日の火葬件数	24 件	9 件	③×④
⑥1基・1日当たりの火葬回数	2 回	2 回	
⑦必要火葬炉数	12 基	5 基	⑤/⑥
⑧予備炉	1 基	1 基	
⑨胞衣炉	1 基	1 基	

※集中係数とは、友引等の翌日に火葬が集中する割合を表した数値

5 候補地

広域連携	本市単独
白石斎場（宇部市）	小野田斎場
楠清掃センター（宇部市）	山陽斎場
山陽斎場（山陽小野田市）	

6 事業費の試算

(1) 施設の概要

項目	広域連携	本市単独
火葬炉	13基	6基
胞衣炉	1基	1基
告別収骨室	6室	2～3室
待合室	12室及び待合ホール	5室及び待合ホール
敷地面積	12,000 m ²	5,500 m ²
建築面積	2,300 m ²	1,000 m ²
延床面積	4,300 m ²	2,000 m ²

(2) 事業費（広域報告書による試算）

（単位：千円）

工種	内容	広域連携	本市単独	事業者試算 (本市単独)
火葬炉工事	火葬炉	650,000	300,000	374,000
胞衣炉工事	胞衣炉	30,000	30,000	
建築工事	建築(炉以外)	1,849,000	854,000	1,048,806
外構工事	駐車場・道路・植栽	145,500	67,000	57,200
造成工事	敷地造成	204,000	94,000	131,318
調査・設計費	計画・測量・設計ほか	144,000	66,000	95,237
計(A)		3,022,500	1,411,000	1,706,561
解体工事	既存斎場	61,155	37,760	41,536
備品購入	備品・調度品・什器	36,980	17,080	20,984
用地取得費	約4,200 m ² (本市単独)	—	4,200	4,200
計(B)		98,135	59,040	66,720
合計(A+B)		3,120,635	1,470,040	1,773,281
本市負担額(広域人口比27.5%)		858,175	1,470,040	—
実質負担額(5%+特例債(95%)の3割)(C)		287,489	492,464	—
解体工事	既存斎場(D)	75,860	38,100	—
実質負担額(C+D)		363,349	530,564	—

※広域報告書による試算は、一定の条件により算出したものです。

(3) 財政的メリット（単位：千円）

実質負担額		財政的メリット (本市単独－広域連携)
広域連携	本市単独	
363,349	530,564	167,215

7 アクセス

(1) 埴生支所から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	26.2	53	10.0	23
高速道路利用	23.6	26	—	—

(2) 山陽総合事務所から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	24.7	51	2.2	6
高速道路利用	24.5	37	—	—

(3) 厚陽公民館から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	21.5	44	6.8	18
高速道路利用	18.7	28	—	—

(4) 市役所から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	15.7	34	7.4	18
高速道路利用	15.3	21	—	—

(5) 公園通出張所から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	13.6	31	10.1	24

(6) 本山公民館から

経路	広域連携(白石)		本市単独(山陽斎場)	
	距離 km	時間 分	距離 km	時間 分
一般道路利用	15.4	32	16.8	36

*距離、所要時間は「マップファンウェブ」から

8 火葬場の位置に関する関係法令、基準等

(1) 都市計画法、建築基準法

火葬場を建設する場合、都市計画法に基づき位置等を決定する必要があります。また、都市計画区域内において火葬場を建設する場合は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増設してはならないとなっています。

項目	白石斎場	楠清掃センター	小野田斎場	山陽斎場
都市計画区域	宇部 都市計画区域	宇部 都市計画区域	山陽小野田 都市計画区域	山陽小野田 都市計画区域
都市施設	火葬場	ごみ焼却場	墓園	火葬場
用途地域	無指定	無指定	第1種低層 住居専用地域	無指定

都市計画法

(都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

[省略]

(7) 市場、と畜場又は火葬場

[省略]

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

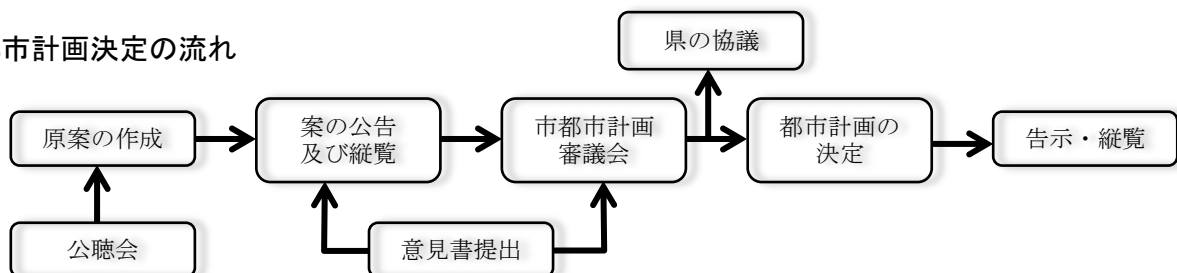
建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

なお、建築基準法第51条第1項ただし書の取扱いについては、「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱いについて（昭和35年1月25日 建設計発第29号県知事指定都市市長あて 計画・住宅局長）」（資料1）があり、火葬場の位置決定の際には参酌する必要があります。

都市計画決定の流れ



(2) 計画標準（案）

火葬場の建設に当たっては、昭和 35 年に当時の建設省が定めた計画標準(案)があり、今日においても火葬場の位置決定の参考とされています。

旧建設省 計画標準（案）（昭和 35 年）

2-1 位置

(1) 総則

- ア 各施設とも都市計画区域内に設けることを原則とするが、必要に応じて都市計画区域外に設けても差し支えない。この場合隣接区域への影響を考慮すること。
- イ 風致地区内、景勝地又は第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域等優良な住宅地域内には設けないこと。
- ウ 当該都市において必要な各施設の配置を総合的に勘案すること。この場合汚物処理場とごみ焼却場とは併置し又は隣接させてよいが、その他の相互の併置又は隣接は避けること。
- エ 特に構造設備の完備したものについては、その程度に応じ、本標準中位置についての基準を緩和することができるものとする。

〔省略〕

(4) 火葬場

- ア 恒風の方向に対して市街地の風上を避けること。
- イ 山陰・谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。
- ウ 主搬入経路は、繁華街又は住宅街を通らないこと。
- エ 幹線道路又は鉄道に直接接しないこと。
- オ 市街地及び将来市街化の予想がされる区域から 500 メートル以上離れた場所を選ぶこと。
- カ 付近 300 メートルに学校、病院、住宅群又は公園がないこと。

(3) 山陽小野田市墓地、埋葬等の法律施行細則

火葬場を経営しようとする者は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、市長の許可を受ける必要がありますが、許可にあたっては、山陽小野田市墓地、埋葬等の法律施行細則第 4 条の規定により、次のとおり基準を設定しています。

山陽小野田市墓地、埋葬等の法律施行細則

（許可の基準）

第 4 条 墓地等の新設又は変更に係る許可の基準は、別表のとおりとする。ただし、周囲の状況その他の事情から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

別表（第 4 条関係）

墓地等の新設又は変更に係る許可の基準

火葬場	<ul style="list-style-type: none">1 住宅、学校、病院その他の多数人の集合する場所から 220 メートル以上離れた場所であること。2 周囲には、塀又は生垣が設けられていること。3 火葬炉には、防臭、防じんの設備等環境保全上支障がない設備が設けられていること。
-----	--

(4) 新・都市計画マニュアルⅡ

「新・都市計画マニュアルⅡ」(編著(社)日本都市計画学会 平成15年3月31日発行)には、火葬場の「候補地の選定及び施設計画の検討」について、次のとおり記載されています。

新・都市計画マニュアルⅡ

候補地の選定にあたっては、風致地区内、景勝地内、または優良な住宅地(住居専用地域)は避けることが望ましい。

なお、従来、地形的に人目に触れにくい場所(山かげ、谷間等)を選定することが多かったが、近年の技術的改良により、市街地の中に設置する事例も出てきている。